

長野県図書館協会小中学校図書館部会会則

(名称)

第1条 この会は、長野県図書館協会小中学校図書館部会という。

(事務局)

第2条 部会の事務局は、県立長野図書館に置く。

(目的)

第3条 この会は県内の小中学校および特別支援諸学校・各種学校が、高校・大学・公共図書館・各種読書団体・施設等との連絡提携のもとに、長野県内の小中学校および特別支援諸学校・各種学校の図書館教育の進歩発展・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 部会の事業は、長野県図書館協会（以下「本会」という。）会則第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学校図書館教育研究会 年1回東北信または中南信ブロックの内、長野県図書館大会と別のブロックで開催する。
- (2) 支部代表者会年2回 幹事会年2回（必要があればこの限りではない。）
- (3) 課題図書選定・読書感想文感想画の募集審査の手配と実務・各種委員会活動など・部会だよりの発行
- (4) その他必要と認められる事業

(部会の構成)

第5条 部会は、本会の会員である長野県小中学校部会員および特別支援諸学校・各種学校部会員を持って構成する。

(役員)

第6条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長1名
- (2) 副部会長2名
- (3) 常任幹事1名
- (4) 幹事若干名（県大会開催地区代表委員・次年度県大会開催地区代表委員・県立図書館員・図書館協会事務職員を含む）
- (5) 支部役員（支部長・代表者・図書選定委員・連絡員）

(役員の任務)

第7条 部会長は部会を代表し会務を総括する。また、本会会則第11条第2項の規定により本会の理事を兼ねる。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 部会長・副部会長に事故あるときは常任幹事がその職務を代行する。
- 4 常任幹事は、本会・幹事・各地区の役員と連絡調整を図り、部会の運営にあたる。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 会議は支部代表者会・幹事会とし、部会長が召集する。

- 2 支部代表者は、事業計画・予算・決算などの承認、その他必要な事項を審議決定する。
- 3 幹事会は、事業計画案の作成および事業の執行等について審議する。

(付則)

- 1 この会則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この会則は、平成18年4月1日から施行する。
- 3 この会則は、平成20年8月30日から施行する。
- 4 この会則は、令和8年6月25日から施行する。